

令和4年度入札・契約制度の改正について (委託業務)

令和4年4月1日から次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

1 最低制限価格制度の導入について

委託業務に最低制限価格制度を導入します。

低入札価格調査基準価格と最低制限価格の別については、公募型指名競争入札
公募公告個別事項又は指名競争入札執行通知書で御確認ください。

2 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格に係る計算式の公表について

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格に係る計算式を事前公表します。

業務	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格 (1)～(4)の合計				設定範囲
	(1)	(2)	(3)	(4)	
測量	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の48%の 額	—	予定価格の82% ～60%の範囲
建築コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の60% の額	予定価格の80% ～60%の範囲
土木コンサルタント		直接経費の 額	その他原価の 90%の額	一般管理費等 の48%の額	
補償コンサルタント				一般管理費等 の45%の額	
地質調査	直接調査費 の額	間接調査費 の90%の額	解析等調査業務 費の80%の額	諸経費の48% の額	予定価格の85% 3分の2の範囲

3 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表について

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の個別価格を事後公表します。

4 委託業務の入札金額の単位について

委託業務の入札金額に千円未満の端数がある場合、その入札を無効とします。